

水資源機構営木曾川用水施設緊急改築・豊川総合用水事業事後評価

第三者委員会（第1回）議事録

【事務局】

本日、木曾川用水施設の現地調査をしていただきまして、皆様方大変お疲れさまでございました。

ただいまから水資源機構営木曾川用水施設緊急改築事業に係ります第1回事後評価第三者委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局】

開会に当たりまして、まず、第三者委員の方の御紹介を申し上げたいと思います。

（事務局 第三者委員紹介）

委員でございますが、本日はご都合が悪いということで欠席させていただいております。事前に別途、5月22日に現地調査をしていただき御意見を伺っているところでございます。

委員でございますが、当初は本日御出席の予定でしたが、所用により欠席させていただくということで、急遽、欠席の御連絡が入りました。

当初4人でしたが、今日は3人で委員会を開催させていただきたいと思っております。

次に、農林水産省農村振興局、東海農政局及び水資源機構からも出席者がございますので、御紹介したいと思います。

まず、事後評価を実施している農林水産省と水資源機構とで事後評価委員会を設置しております。その委員のメンバーでございます。

（事務局 出席者紹介）

なお、このメンバーのほかに事後評価委員会委員長と委員1名におかれましては、本日所用のため欠席でございますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、皆さんどうぞよろしくお願いいいたします。

【事務局】

続きまして、本日の議題に入ります前に、まずお手元にお配りしております資料を、

確認させてください。クリップを外していただきますと、一番最初に配付資料の紙がありまして、その次に議事次第がございます。この議事次第に従いまして、現在、2のところまで進めさせていただいております。続いて3.の挨拶ということで、当事後評価委員会の副委員長より御挨拶申し上げます。

【事後評価委員】

御紹介がありましたように、委員長がどうしても外せない所用ができましたので欠席させていただいております。私ども事後評価の主体者として事後評価委員会を設置しておりますが、その副委員長をしております。

委員の先生方には、早朝から、また大変暑い中を現地調査、そして今からの委員会と御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろから水資源機構の業務運営につきまして色々なお立場から御指導を賜りまして、あわせて御礼を申し上げる次第でございます。

今回お願いしておりますのは、先ほど話がありましたように、木曽川用水施設緊急改築事業の事後評価でございまして、この事業を完成してからちょうど5年を経過いたしましたので、その事業の成果がどうであったか、当初見込んでいた成果がきちんとあらわれているかどうかという検証を目的としたものでございます。

これは国の政策評価の一環として実施しているものでございますけれども、今回はこの事業のうちの農業用水、農業水利事業に係る分の評価をするということで、主務省であります農林水産省と水資源機構が一体となって事後評価を行うことが要領に定められております。このため、今日は農林水産本省及び地元の東海農政局からも委員として出席をさせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

今日は第1回目ということで木曽川用水施設緊急改築事業の現地を見ていただき、今からいろいろな御意見を頂戴いたします。また、1週間後に第2回目といたしまして、豊川総合用水事業の現地を見ていただき、御意見を頂戴いたします。そして、それらを踏まえまして約1カ月後には取りまとめをいたしまして、3回目の委員会をお願いいたします。第3回目の委員会ですとまれば、8月末には、それらを評価書という形でまとめて公表させていただくという運びになっております。委員の先生方には、短期間に御無理をお願いして申しわけございませんけれども、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

【事務局】

それでは、議事に入りますが、議事に入ります前に、資料の中身の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、その後ろに委員の先生方の名簿をつけさせていただいております。その次に、資料 - 1「第三者委員会スケジュール」、資料 - 2「評価書(案)」ということで5枚程度の紙、資料 - 3「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化について」、資料 - 4「費用対効果分析の算定結果及びその前提となる総費用・総便益等の算定表」、資料 - 5「事後評価基礎資料(案)」という分厚い冊子、参考資料の「機構営事業等事後評価実施要領」につきましては本委員会設置の意義が書かれているものです。

資料で何か御不足の点はございますでしょうか。

(発現する人なし)

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

一つ目の議題といたしまして、第三者委員会の委員長を選出をしていただく必要がございます。通常ですと、各委員の方々の互選により委員長をお決めいただくこともあろうかと思いますが、今回、事務局の案といたしまして、これまで水資源機構あるいは地方農政局の第三者委員を務めていらっしゃる委員にお願いしてはどうかと考えております。本日、お二人の第三者委員が御欠席ですが、私の方から委員の委員長就任につきましては、内々には御了解をいただいているところでございます。残りのお二方の委員の方、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、委員に委員長をお願いしたいと思っておりますので、以後、議事進行につきましてよろしくお願ひしたいと思います。

【第三者委員】

御指名ですので、不慣れではございますが、委員長の大役をお引き受けしたいと思います。

本日は御多忙の中、委員の皆様にはお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。木曾川用水施設緊急改築事業は平成 13 年度に完了いたしました。この事業が当初の計画どおり効果を発現しているかどうかにつきまして、この委員会で厳正に審議していきたいと思っております。

さらに、この事業が今後より一層効果を上げて、地域の農業の発展に貢献するには、どのような課題が残されているかも含めまして、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。長時間の現地視察の後、お疲れだと思いますがどうかよろしくお願いたします。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。事務局から第三者委員会の運営についてという議題が示されておりますので、この点につきまして御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、御説明申し上げます。

まず、1 点目といたしまして、この第三者委員会を公開するか否かでございます。事後評価の趣旨といたしましては、事業実施の効用に関する検証を行い、その結果によって必要な措置を講じること、あるいは今後の類似事業の実施計画のあり方に反映すること、さらに、事業評価制度自体の改善に資することが挙げられます。これらの十分な成果を得るために、各委員の方々から忌憚のない、率直な御意見をいただけるものと考えております。第三者委員会では、それぞれの御専門の分野の方々にお集まりいただいているところでございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただくことで、よりよい方向性が示されているものだと考えております。なお、平成 16 年度、平成 17 年度にそれぞれ利根大堰施設緊急改築事業と、豊川用水施設緊急改築事業の事後評価を実施いたしました。今言ったような点を考慮いたしまして、第三者委員会では公開をしないということで運営されておりました。

それから、2 点目についてでございます。まず、第三者委員会の議事録を公表する際に、発言者の名を明記するか否かでございます。委員会開催後には、議事概要と議事録そのものを公表することになってございます。議事内容の透明性を確保する観点からは、発言者の名を明記すべきという考え方もあります。発言者の名を明記すると、自由な活発な意見が得られにくいということはあるかと思えます。先ほど申し

上げましたように、できるだけ各委員の方々には制約のかからない形でさまざまな御意見をいただくことが望ましいのではないかと思います。このため、先ほど申し上げました二つの事業の事後評価委員会の際には、議事録に発言者の名を明記しない形で公表した経緯がございます。

なお、委員会議事録を各委員の方々に御確認いただいた上で公表ということになりますけれども、御確認をさせていただく際には、発言者の名を示した形で先生方にはお示しはさせていただきたいと思っております。

以上、今年度の事後評価第三者委員会を公表するかどうか、それから、公表する議事録に発言者の名を明記するかどうか、この点について御議論をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【第三者委員】

ただいま事務局から第三者委員会の運営について説明がありましたが、ポイントは第三者委員会を公開とするかどうかということと、もう1点は議事録に発言者の名前を明記するかという2点であります。

まず、1点目の委員会の公開については、どのように取り扱えばよろしいですか。過去の事例でいきますと、公開しないということですが、今年度もそのような扱いにしたいと思いますけれども、委員の皆様どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異論がなければ、当委員会は公開しないということにして自由な議論の場にしていきたいと思っております。

次に、2点目ですけれども、公表する議事録に発言者の名前を明記するかという点でございますが、これにつきましても、同じようによりよい議論を行うという観点から、できれば議事録に名前を公表しない方向で進めていきたいと思っておりますけれども、委員の皆様どうでしょうか。御意見ございますでしょうか。

(異議なし)

ということで、この2点につきまして認めていただきましたので、この方針で進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

引き続きまして、二つ目の議題で第三者委員会の今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

資料 - 1 の 1 枚紙をごらんになっていただきたいと思います。

本日、5 月 26 日でございますが、第 1 回第三者委員会として木曾川用水総合管理所で委員会を開催しております。先ほども御説明いたしましたが、委員におかれましては、当初から都合がつかなかったものですから、5 月 22 日に御説明させていただいて、皆様方と同じ行程の現地を見ていただきまして御意見をいただいているところでございます。

次回は 6 月 2 日になりますが、第 2 回第三者委員会として、今度は豊川総合用水事業事後評価の関係で関係委員の方々にお願いしておりますが、それについて現地調査と委員会という形で、豊川用水総合事業部で開催いたします。

その二つのそれぞれの地区を見ていただき、議論していただいた後に、第 3 回目の第三者委員会として、7 月 1 日に名古屋の中部支社で委員会を開催したいと考えております。

3 回目で十分な御議論をしていただけたらと思っておりますが、もし委員会の方でさらにとということもあれば、少しお時間をとることも考えておりますが、明確に予定として決めているのは第 3 回目までということでございます。

これらの御議論を踏まえまして、事後評価書を取りまとめさせていただき、8 月末までにホームページ等で、評価書を公表していく流れになってございます。

なお、委員の場合は、事前にご都合が悪かったことがわかっていたため、事前に御意見をいただいているところですが、委員の場合は急遽でございましたので、まず、御本人の御都合がつくかどうかにもよるかと思いますが、できる限り他の委員と同様の対応、今日来ていただいている 3 名の委員と同様に対応をさせていただくことを前提にこれから調整させていただければと思っております。

それから、第三者委員会の議事概要につきましては、各委員の方々に御確認いただいたから公表いたします、議事録につきましても作成した後に、各委員に御確認した上で公表するという形をとらせていただきたいと考えております。

第三者委員会の今後のスケジュールについては、以上でございます。

【第三者委員】

ただいまの事務局の説明につきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願
いします。よろしいでしょうか。

(異議なし。)

それでは、今説明のあったように進めていただくことにしていきたいと思
います。どうもありがとうございました。

次の議題であります木曾川用水施設緊急改築事業事後評価(案)について御説明を
いただいて、その後、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料をもとに事後評価結果を説明)

【第三者委員】

ありがとうございました。

質疑応答に入る前に事務局から、何かほかに説明がございましたら、よろしくお願
いいたします。

【事務局】

先ほどから説明しておりますように、5月22日に現地調査に行っていた後、
委員から事前に御意見をいただいております。その御意見を御報告させていただきます。

大きく二つの点で御意見をいただきました。一つは、評価書そのものの記述ぶりにつ
いての御意見と、本委員会に対する第三者としての意見をいただいております。

一つ目には、先ほど地域農業の動向のところ、総農家に占める専業農家の割合が増
えてきているような記述をしているのですが、全体的に農家戸数が減っている中で高
齢者専業農家が増えるという形で専業農家の割合が増えてきていますから、必ずしも農業
情勢がよくなっているわけではないのではないかという御意見をいただいております。

二つ目に、3.の事業効果の発現、5ページになりますが、営農経費節減効果の
ところで、現在の労働時間を記載しております。ha当たりで水稻の27時間、柿で60時間
となっております。基礎資料として整理していく中で、なかなか統計データが集められ

なかったのですが、事業実施前の労働時間は統計上データがあるはずなので、もう一度調べ直して、比較してみると有意差が出るのではないかという御意見をいただいております。これにつきましては作業を進めていきたいと考えております。ただ、その統計の所在が不明確なため、実際入手できるかどうかはわかりません。

6 ページの 5 番の費用対効果分析のところでございますが、1.08 ということで費用対効果分析の B/C の結果が出ておりますが、こちらの数字も委員から見ますと、非常にぎりぎりのところで効用が出ているという数字であるとのことでこの数字の出し方は、現在の農業情勢から考えますと、間違いなく受益面積は減少傾向になっていくため、これは世の中の情勢から考えると仕方がない話ですが、今の評価のやり方であれば、多分効果は出なくなってしまうということがあるので、簡単にそういうふうに言い切れないのではないかという意味での欠点があるということでご意見を頂いております。これは評価書の書き方よりも、評価の方法について意見をいただいております。

それから、評価に対して3点ほどご意見をいただいております。

まず、本事業では、用水により安定供給が確保されておりますが、本地域の農業にとって非常に重要なことであり、社会的な役割としても重要であります。さらに、都市用水の役割も果たしております。特に、この地域の工業用水に関する割合が非常に高い、割合が大きいものですから、農業だけでなくもっと大きな効果が見られるのではないかとということが1点。

この地区は大きく二つに分かれており、一つ目の木曾川右岸地区の農業については、柿や梨を生産しております。これは岐阜県下で見ると、優良な農業地帯になります。二つ目の濃尾第二地区、今、我々がいるところでございますが、これは愛知県の中でも、豊川用水地区の次に優良な農業地帯であり、この地域では立田のレンコン、イチゴの最大の産地であるということで、これだけの優良な農業の地域に必要な農業用水を継続して送水していく点での役割は大きいのではないかとこの意見が2点目です。

それから、3点目の意見として、濃尾第二地区に関して先ほど弥富管理所で説明がございましたが、地震に伴う液状化の影響を把握して適切な対策を講じたいということですが、当然やるべきことであって早急に進めなければならない。特に、弥富管理所では、排水機場の管理をしており地域の治水上の機能を果たしているという点で、この施設の重要性、緊急性が非常に高い。だから、早急に耐震の対策を検討しなければならないという趣旨の御意見を3点ほどいただいておりますので、報告申し上げます。

それから、急遽欠席されました委員につきましても、第2回委員会は豊川主体で委員の方々には検討していただくこととなりますが、そこまでには間に合わないと思いますので、7月1日の第3回委員会までには何とか御意見等をいただきまして、まず、その内容を委員長に御報告したいと考えています。また、その取り扱いにつきましても、今後の対応方針について御相談させていただきたいという段取りで、進めてまいりたいと考えております。

【第三者委員】

ただいま委員の御意見と、急遽ご欠席された委員の件の取り扱いについて御説明がありました。

それでは、先ほど説明いただきました評価書の内容につきまして委員の方から御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。どうかよろしくお願いします。

【第三者委員】

細かい質問から大きな話までありますが、まとめて質問させていただきます。

すごく細かい質問で恐縮ですが、先ほど土地改良区の組合員数が、上流側は10人ぐらい増えている。47ページで木曾川右岸は土地改良区の組合員数が増えている、これは別に今皆さん方にお聞きして答えが出るわけじゃないのかもしれませんが、増えているのは意外とおもしろいと思いました。組合員は1軒当たり必ず1人に限られるんですか。2人ということはあり得ないとしたら、わずか10人ですが、本来減るところが増えているというのは、全く新しく組合に入られたということかと思います。数は少ないですが、昨今の農業情勢を鑑みると、大体減っていくと思うので、増えているのかと気になりました。それは別に明確な理由がわからなくても結構ですが増えた理由はわかりますか。

次は、最後の方でアンケートを聞かれているのですが、例えば、71ページに受益者のアンケートがありまして、その次の72ページに緊急改築事業についてということで、設問10があります。図5-3と5-4の緊急改築で「農業用水が安定して取れる」「日常の用配水管理が楽になった」。特に「日常の用配水管理が楽になった」方が7割いるというのは、うがった見方かもしれませんが、緊急改築の前はそれほど末端の用水管理にまで影響するほど影響があったのかというのが気になります。素直に読めばすばらしいん

ですけれども、逆に言えば、そんなに影響が出ていたのかというのが気になりました。

2年前の豊川用水施設緊急改築事業の事後評価の際にも、同じ話題が出たような気がしているのですが、地域住民の方に75ページの中ほどの設問7で緊急改築を聞かれています。一般の方に緊急改築と聞いても、なかなか理解しづらい。用水全体のこととはわかるのでしようけれども、緊急改築事業についてどうなりましたかと聞いても、なかなかわかりにくいような気がするのですが、質問されるときに緊急改築事業とはどのような事業で、こういう緊急改築事業にかかわってお聞きをしているのですということとが伝わっていると思いますが、確認をしたいと思います。

評価書の方は何点かあるのですが、とりあえず質問いたします。

【第三者委員】

ただいまの質問につきまして、もし御回答ができれば、よろしく願いいたします。

【事務局】

その前にこの基礎資料を見まして若干表現が不明確だと思ったものがあります。アンケートの72ページ設問9の四つの問いを全部8割以上と書いてありますが、設問10の農業用水が安定して取れるということと、日常用配水の管理は7割ですので、そこは評価書の修正をさせていただきます。

今、委員からいただきました御質問の答えをお願いいたします。

【事務局】

木曽川右岸地区の土地改良区の組合員数の増加ですけれども、17年から18年にかけて10人ほど増えている根拠は正直言いましてよくわかりません。改良区さんからの聞き取り調査の結果、こういう数値をいただいたということです。また、地域の状況がわかるようであれば、聞き取り確認等をしたいと思っております。

日常の用配水管理が楽になったという部分については即答できませんので次回、回答させていただきます。次に緊急改築事業についての地域住民の認知度の部分ですが、設問の内容が緊急改築事業そのものをストレートに聞いているという設問ではございません。地域環境が改善されたことに対してどう思われますかといった聞きぶりにしています。問5-14については、緊急改築事業で管理用道路が整備されておりますが、そのことに

ついてどう思われますかといった設問になっております。問 5-13、4 については、緊急改築事業そのものの認知度というよりは、こういう工事が行われているのですけれども、地域の状況はいかがですかという設問となっております。

【第三者委員】

もしアンケートの原文がありましたら、資料に載せていただければ、その辺の誤解がなくなるかと思いますが、資料が膨大になると見づらくなりますのでご配慮願います。

【事務局】

この基礎資料をつくるに当たって、最初は全部アンケートをつける方向で整理していたのですが、かなり膨大になったので、抜粋しました。今のような意見があるようでしたら、少し詳細に修正し直すという対応は可能だと思います。工夫していきたいと思っています。

それから、二つ目の問いで緊急改築前にそんなに影響があったのかということですが、現地調査の際に石綿管が破裂したため、改修を行ったという御説明をさせていただいたと思います。事後評価委員からも御説明がありましたが、1 回壊れると 1 週間程度断水しなければならないということですが、当時は石綿管があちらこちらで壊れて漏水していたと思います。そうなりますと、想像していただきたいのですが施設が壊れるとどこかで断水をする。それが営農を行っている、作付の期間であれば非常に不便だったところが、石綿管を直したことによって、事故率が減って断水が減少したと思いますので、そういうことを肌で感じていただいたから、こういうアンケート結果になったのではないかと考えられます。説明に補足することがありましたらお願いします。

【事後評価委員】

地域の実情をちょっと述べさせていただきますと、特に、木曾川右岸地区につきましては、先に説明がありました石綿管のほかに PC 管を使用しておりまして、当時は PC 管の継ぎ目からの漏水、石綿管が本体破裂といった事故が多発しておりました。そのたびに補修、継ぎ目でありますと、内側から底張りをするのですが、底張りを行うにしても断水をしなければいけないということで、農家の方に協力をお願いし、補修等を行っておりました。また、そういう石綿管に限らず多発している漏水事故、継ぎ目からの事

故等もありましたので、漏水事故対応で農家の方に御迷惑をかけているというのが、石綿管の部分だけは解消したということがありまして、その部分については評価を得ているのではないかと考えております。

【事後評価委員】

私の方から、最初の1の質問ですが、委員の御指摘のとおり、土地改良区の組合員1戸に一つという組合員資格が一般的になっておりまして、多分に想定されるとすれば、今まで担い手の人とかに貸していたものを、サラリーマンをリタイアしてから、また戻られる方がいるんですよ。それで増えたことと、資料の中に新規就農という分類がないので、因果関係がわからないのですが、若い人たちも農業に未来を感じて新規就農というケースがありますので、その辺をちょっと調べてみてお答えしたいと思います。想定されるのは、そういうことだと思います。

【第三者委員】

もし新規就農なら、それは非常にプラスの効果だと思うので、絶対数は極めて少ないと思うのですが、新規就農の例があれば、この中にも入れておけば、それは明らかに効果として書けますね。

【第三者委員】

以上の回答でよろしいですか。評価書について何か御意見がありますか。続いてどうぞ。

【第三者委員】

豊川用水施設緊急改築事業のときも同じ議論が出たと思うのですが、緊急改築の評価はすごく難しいと思うんです。これは今は緊急改築をしなかった場合と比較をしようと思われていると思うのですが、あるいは維持管理費がどれだけ節約できたとか、でも、緊急改築を行わなかったら用水事業全体がつぶれてしまうということになれば、そもそも木曾川用水の事業全体の生産に対する効果に本来はなるかもしれないですね。ものすごい大きな効果があるとも見てとれるわけです。だから、緊急改築というのは、緊急改築の狭い部分だけで評価をするのか、そもそも事業を維持していくためには必要なことで

すからそういう意味でいけば、もっともっとはるかに効果が大きいとも言えるので、そこで緊急改築だけを評価するのは難しいと思います。それは多分、国全体として、こういう仕組みだと思います。

意見については数点あります。

一つは、アンケートにもあったのですが、県営事業というか、末端の方がいろいろとトラブルがあると思うのです。だから、機構営の部分だけでアンケートされても、末端の県営事業の方が全然対応ができていなかったら、機構営の方が幾ら頑張っても末端の農家に見たらまだ問題があることになる。アンケートにも自由記述が幾つかあったようですが、本来ならそこうまく連動できたらよりいいと思うのです。現実には難しいというのはよくわかります。

細かく見たところで気になるのは、資料 - 4 の便益の比較で B/C ですが、一つは、評価期間の 40 年というのは、多分共通で設定されていると思いますが、どうして 40 年になっているのかという根拠を簡単にお聞きしたいと思います。

資料 - 4 の 2 ページ目、4 . の年総効果額の総括のところ、作物の生産効果が 63 億ということですがけれども、その下の営農経費節減効果と維持管理費節減効果、これは多分、国全体としたら節約できた分をマイナスして 55 億という数字になっていると思うのですが、でも、それは 5 の総便益額算出表の中では、節減効果はどう数値として入れ込んでいるのかと、作物生産効果の方は 63 億入れていますけれども、節減の方をどう入れ込んでいるのかというのがわからない。

もう 1 点最後ですが、5 . の表の中で割引率を 4 % で計算されていますね。これも国全体で统一的に定められているのでしょうか。私は経済専門ではないですが、実態として 4 % というのは高いような気もするのですが、国全体が统一的にやれば、全然いいのですけれども、ちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

【第三者委員】

今、御回答できますでしょうか。

【事務局】

まず、4 % というのは、社会割引率になると思いますが、それはマニュアルがございまして 4 % でやるようになってございますので、マニュアルに基づいてやっております。

資料 - 4 の最後の 5 . 総便益額算出表が作物生産効果しか書いてないのですが、もう一つ手前の 4 番の表を見ていただくとわかるのですが、営農経費節減効果がマイナスで 6 億 800 万、維持管理費節減効果が 2 億 1,700 万円のマイナス効果になっております。先ほどの評価書の説明では、評価書の記載ぶりの要領に基づいて事業実施の前後の比較ですので、前後の書き方で問題はないのですが、実はこの総費用、総便益法で平成 19 年度から土地改良事業の効果の算定方法が変わりました。このやり方といたしまして簡単に説明しますと、事業があった場合と、もし事業をやらなかった場合で、「ありせば」「なかりせば」という効果の比較をする方法に変わりました。

この営農経費節減効果も維持管理費節減効果も、簡単に言ってしまうと似たようなことですが、施設があった状態、緊急改築事業をやって壊れそうになった施設を補強しまして壊れない状態を「ありせば」、もし壊れそうになった施設をそのまま放置していれば壊れてしまっている状態、これを「なかりせば」として想定いたしまして、維持管理費節減効果を算定するのです。この場合の算定方法としては、施設がなかった場合の施設の維持管理費です。施設があった場合の施設の維持管理費用は当然高くなりますので、逆転現象が起きましてそれでマイナスとして算定されます。営農経費節減効果につきましては、末端の水田、ほ場への給水等の際の管理になるのですが、それも同様の考え方になりますので、マイナスとして算定されます。

一方で作物生産効果の場合は、逆に水が来ている場合と、来ていない場合で比較できますので、従前の作物生産効果よりも大きく効果が出てくるという考え方に平成 19 年度から変わっておりまして、ちょっと違和感を感じるのかと思うのですが、更新事業の考え方の一つとして、そういう効果の見方が望ましいだろうということで書かれています。

【第三者委員】

「なかりせば」の場合、例えばポンプは既にあるわけですね。だから、ポンプがなかった状態ではなくて、古いポンプをそのまま使っていた状態が「なかりせば」ではないのですね。

【事務局】

そのとおりです。本来はそういう感覚の方が非常になじみやすいのですが、それだと

通水している状態になりますから、そうではなくて壊れている状態ということになります。

それから、評価期間の 40 年の話ですが、総費用の部分も総便益の部分も、特に総費用の 3 番に書いているのですが、評価期間中に事業として行われているこの地域の中の事業はすべて積み上げることにしています。ですから、先ほど緊急改築事業だけを評価しているようなお話をいただいたのですが、地域全体の関連しているものはすべてコストとして見ます。その地域全体で発現されている効果を便益としてみますので、コストとベネフィットで比較して 1.08 という数字が算定されております。たまたま評価期間を設定してということなので、一般的に 40 年でやっているのですけれども、必ず 40 年で算定しなければならないかどうか確認させていただきます。

【第三者委員】

次回でも構いません。

【事務局】

ありがとうございます。

【第三者委員】

ありがとうございました。ほかに何か御意見がございますでしょうか。委員、何かありましたらどんな御意見でも結構です。

【第三者委員】

意見をということですが、内容は私には難しくございまして、私は、さきの東海豪雨、その前には昭和 34 年には結婚 2 年目で伊勢湾台風で、1 カ月間家の中を伊勢湾の水が行ったり来たりして浸水した経緯がございまして、治水ということに関しては関心がございました。

ここに書かれております災害防止効果の面で、こういう事業は私たち住民が安心な暮らしをするために、少々の税金が高くてこういうことには理解を示していかなきゃいけないということを、今日はそういうことをつくづく思いました。柿とか梨の営農していらっしゃる長尾さんの説明も関心を持って聞かせていただくことができました。常に

農薬問題も考えておられ、そして、水が必要だけれども、特にああいう高地ですから水も大切に使っているということを知らせていただいて感動いたしました。

農薬問題ということで私たちはナーバスになっていて、日ごろの暮らしの中で飛散問題がありますが、ああいうところでの暮らしの営農集団があって現在発展したというお話もございました。お話を聞いている中で、新しく引っ越して後から来た人が飛散問題に難しいことを言うのであれば、その点もしっかりと消費者の一人として考えていきたいと思っております。

そして、今日第三者委員会に出させていただくと、水に関心を持つということに対して、29日に愛知消費者協会で名古屋市内を流れております堀川、納屋橋から乗船しまして「サムライクルーズ」というのですが、船3艘で名古屋港まで一巡する。そして、水環境を少しでも理解したいし、生物多様性条約が間近に迫っておりますので、COP10が2010年にあるようですけれども、その点で一層、私たち市民も、意識の高揚を図る意味で計画をいたしております。

今いろんなお話を聞きましたが、また、まとめて次回にお話する機会があればさせていただきたいと思っております。

【第三者委員】

どうもありがとうございました。まだかなり時間がありますけれども、ほかに御意見がございましたらお願いしたいと思います。

私から一つ、評価書の4ページの作物生産効果は重要だと思うのですが、ここでは、作付面積とか単収とか単価のことが記載してありますが、作物ごとの総収量の変化について示して頂きたい。これは最終的に事業効果を計算するときには余り関係ないのかもしれませんが、我々としては食料供給という観点から米の生産量とか柿の生産量そのものが重要だと思うので、もしそういうデータ整理ができるのであれば示して頂ければと思います。

5ページの4.事業効果の発現状況、(1)農業面の効果というところにいろいろ文章が書いてありますが、どうも書き方がすべて甘いと思います。「受益者の経営耕地面積が増加した」とか、「農作物の作付面積も事業実施前に比べて、単価・単収が高くなった柿、梨、大豆などが伸びている」ととどまっているのですが、一番重要なところで、もう少し細かく、重要なところをもう少し書いていただきたい。例えば、米の

問題とか大豆の問題とか、カロリーベースで日本の自給率が非常に低いものですから、食料の供給という観点からその辺の文章を少し練っていただきたいと思います。

それから、6ページの費用対効果の計算ですが、私もこれはよくわからないのですが、総費用というのは関連事業を全部含めて計算するというので、総便益に関しましては、これは平成8年から計算するのですか。

【事務局】

事業実施期間中プラス40年間です。平成8年から事業をスタートとしますと、そうなります。評価期間は当該事業の工期の期間と、それから評価期間の40年間を足し合わせて46年間で評価します。

【第三者委員】

例えばこれからの40年間の事業効果を評価する場合、今後の対策として予想される、PC管が破裂してそれを改修したり、液状化の問題があって耐震構造にするといった費用も考慮する必要があると思われます。それは、今の施設が維持できて初めてその効果が期待できるわけで、今後発生するこれらの費用をどのようにカウントするかということが不明です。そういうことで、B/Cの計算方法がどうもよく理解できないと申しますか、総費用の計算においても、何か非常に納得がいかない色々な疑問点が残ります。恐らく計算された方も同じように感じられたと思うのですが、総費用総便益法についてわかりやすい説明があればお願いしたいと思います。

【事務局】

委員の御指摘はよくわかります。平成21年度に新しい事業化を図るべく検討しているところでございますが、その事業化を図る際には、その事業を基点にして評価を再度見直すこととなります。本事業は平成8年から平成13年まで行った事業の評価になっておりますから、その事業を基点にして総費用、総便益を考えていますので、今の緊急改築事業が関連事業となり、新しい事業から見るとということになります。

【事後評価委員】

今回の場合は、資料-4の2ページ目の3総費用の総括表がございます。その中の

に再整備費がございます。だから、評価期間においてそういうものが出てきたら、現時点で想定されるものはここで計上されているということです。評価期間の 40 年間で考えられるものはすべて入れ込んでいくということでコストは計算します。想定ですので、当然そのときになったらまた再度やり直しますということです。

【第三者委員】

ほかに何か御意見はないでしょうか。

【第三者委員】

今の話の続きというか、作物生産効果の 63 億 1,600 万というのが、単収の差で計算をされたとなっているのですが、当然単収掛ける面積ですよ。本来ならば「なかりせば」ということは、そもそも用水がなかったときと比較をしてというのが一番元に戻った「なかりせば」だと思のですが、ここでは単収の差と事業の着工時点での面積掛ける単収と、緊急改築が終わった後の単収掛ける面積で農業総生産額を計算されているのです。これからは時代が変わってくると思うのですが、今までの時代は、ここにもありましたように、米の単価が下がってきているとかというのは、別に用水事業のおかげで下がったわけではないですね。全く違う外部要因で下がったわけですから、別の要因で単収が下がったり、それこそかつての減反みたいに面積が下がったりしたものを、この費用便益分析に入れてしまっていることにはならないのですか。やっぱりよくわからなくて、この事業によるプラスマイナスではなくて、別の要因で決まっていることも、あたかもこの事業によるプラスマイナスかのように入れたことになってなければいいんですが、大丈夫ですねという確認ですが。

【事務局】

単価が前後するという考え方ではなく、単収については、水があるなしで大きく影響しますので、それを想定してそれで基本的な差を出して効果を算定しています。手元にバックデータがありますが、これは総括で面積があって「ありせば」のときの単収表があって、「なかりせば」のときの単収表があって、その差し引きをして面積に掛けて、さらに生産単価を掛け合わせて効果額を算定しています。単収差が効果という考え方で

【第三者委員】

素人考えで申しわけないですが、「なかりせば」の場合には、そもそも面積が栽培面積というか、経営耕地面積がもっと少ないような気もするのですが。用水事業があることによって需要があればの話ですが、面積が増やせると、その単収の差という話もあるが、例えば、かんがい面積が大幅に増えるとか、その面積の効果はどこかありますか。わからなくて申しわけないです。

【事務局】

補足説明をさせていただきます。作物生産効果の算定方法ですが、近年5年の受益地内におきます単収を5年平均で算定しまして、例えば、水稻ですと、右岸地区で年平均だと485kg/10aとあります。その485kg/10aに対しまして減収率とか、作物ごとに率が決まっております。事業がない場合は水が来ないので、その分全く生産はゼロにはならないものの、やはりそれなりに生産力が落ちてしまうということで現況に対して率を掛けたものその差に作付面積を掛けて単価を掛けて算定した結果が、先ほどの資料-4になります。

【第三者委員】

このコメントの効果の要因のところ、効果を「単収の差により増減する効果」と書かれているのですが、現実には単収以外に面積の差とかも入っているわけでしょうか。単に単収だけの差ですか。

年総効果額の総括というのが、資料-4の2ページ目の下にあります。作物生産効果のコメントを読みますと、「単収の差により増減する効果」と書かれていて、そのまま読んでしまうと、単収の差だけで計算をしたと、だから、面積の差だとかは一切考慮してないように読めてしまうのですがどうですか。

【事務局】

はい、おっしゃるとおりでして、単収の差だけになります。面積の差は関係ございません。

【第三者委員】

どうもありがとうございました。まだ少々時間がありますけれども、もし何か御意見がありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

【事後評価委員】

先ほど割引率の4%という話がありましたが、工業用水、水道水のマニュアルが厚生労働省、経済産業省から出ています。治水は国土交通省から出ていますが、4%という割引率がマニュアルに記載されております。

【事後評価委員】

国土交通省の4%が基本になっています。

【第三者委員】

意見も出尽くしたようですので、この辺で終わりたいと思います。

各委員の方々の御意見に関しましては、事務局で適切に御対応いただきまして、次回の委員会に御回答、御報告していただきたいと思います。

それでは、最後にその他として連絡事項がございましたら、事務局からよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、私の方から1点だけ連絡事項がございます。

繰り返しになりますが、本日の議事概要と議事録につきまして、公表前に各委員にはメールもしくはファクスでお送りいたしますので、ぜひ御確認をいただきますようよろしく願いしたいと思っております。

【第三者委員】

質問ですが、委員の御意見に対する回答につきましては、今回の第1回第三者委員会には出席されていませんが、議事録でどのように取り扱うのでしょうか。

【事務局】

平成 17 年に実施されました豊川用水施設緊急改築事業事後評価の際にも今回と同様に一人委員の先生を別の行程で取り扱ったケースがございます。前回と全く同じやり方で行っておりますので、3 人の委員の方々に御確認いただければ前回同様のやり方に従いたいと思います。御相談する点がありましたら、別途、委員長にその取り扱いについて御相談させていただくこともあるかと思ひます。

【第三者委員】

はい、わかりました。本日、ご欠席されておりますお二人方の委員につきまして、そのように扱っていただきたいと思います。

以上をもちまして本日予定された議事はすべて終了いたしました。議事の進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

本日は熱心な御討議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして第 1 回第三者委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

(了)